

郡山市職員自主研究グループ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市職員が自主的にグループをつくり、市行政に関する事項について勤務時間外に研究活動を行う場合に、当該研究グループに対し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）及びこの要綱の規定に基づき助成金を交付することにより、職員の自己啓発意欲を向上させるとともに、自治体職員に求められる専門的知識の習得及び職務遂行能力の向上を図り、もって複雑化、高度化する行政課題に的確かつ迅速に対応できる人材を育成することを目的とする。

(助成対象グループ)

第2条 助成の対象は、次に掲げる事項について研究活動を行うために結成された職員のグループ（以下「自主研究グループ」という。）とする。

- (1) 市の行政の事務運営の効率化に関する事項
- (2) 市が実施すべき新たな施策に関する事項
- (3) その他市行政の推進に関して参考となる事項

(自主研修グループの構成)

第3条 自主研究グループは、自主研究グループに所属する職員（以下「メンバー」という。）5名以上をもって構成し、その研究活動がおおむね6月以上継続されることを要件とする。

2 前項に規定するメンバーの構成は、次に掲げる職員を除く常時勤務を要する一般職の職員とする。ただし、メンバーが5名を超える場合にあっては、当該5名を超えた人数のメンバーについてはこの限りでない。

- (1) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第2項の規定により任用された職員をいう。）
- (2) 地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員。
- (3) 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。）

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、講師謝礼、講師旅費、図書購入費、印刷製本費、調査旅費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料その他研究活動の実施に必要と認められる経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1グループあたり一の年度内において50,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする自主研究グループの代表者（以下「代表者」という。）は、自主研究グループ助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) メンバーの名簿
- (2) 研究会の開催日時、場所、参加人数など研究活動の事業計画が確認できる書類
- (3) 研究活動の収支予算及び助成対象経費が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに代表者に対し自主研究グループ助成金交付決定通知書（第2号様式）を通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、前条で決定した助成金を概算払いの方法により交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 前条の規定により助成金の交付を受けた代表者は、助成金の交付決定に係る年度の末日までに自主研究グループ助成実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 研究活動期間の終了時におけるメンバーの名簿
- (2) 研究会の開催日時、場所及び参加人数並びに研究活動の事業実績及び成果が確認できる書類
- (3) 研究活動の収支決算が確認できる書類
- (4) 助成対象経費の支払額が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査により、当該自主研究の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、自主研修グループ助成金交付額確定通知書（第4号様式）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する確定した助成金の額が、既に交付されている助成金の額に満たないときは、期限を定めて、その差額の返還を命じなければならない。

3 市長は、第1項に規定する確定した助成金の額が、既に交付されている助成金の額を超えているときは、その不足額を交付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、既に通知している決定額と確定額が同額の場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(研究活動等の内容変更の手続)

第11条 代表者は、代表者若しくは研究テーマを変更しようとするとき又は助成金交付額に変更が生じるときは、自主研究グループ研究活動等内容変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 代表者を変更する場合は、変更後のメンバーの名簿
- (2) 研究テーマを変更する場合は、変更後の研究目的及び概要が確認できる書類並びに変更後の研究会の開催日時、場所、参加人数など研究活動の事業計画の変更が確認できる書類
- (3) 助成金交付額に変更が生じる場合は、変更後の研究活動の収支予算及び助成対象経費が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、自主研究グループ研究活動等内容変更承認通知書（第6号様式）により、代表者に通知しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた自主研修グループが、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、既に助成した額の全部又は一部の返還を命じなければならない。

ただし、メンバーの疾病その他やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- (1) 第3条に規定する研究活動の期間内に研究活動を中止し、若しくは取りやめたとき又は第3条第1項及び第2項に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成することが不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定による取消しは、自主研究グループ助成取消決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。